毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次

ページ

告　　示

○身体障害者福祉法による指定医師の従業場所の変更届……（障害者保健福祉課）233
○身体障害者福祉法による指定医療機関の所在地の変更の届出…（障害者保健福祉課）236
○身体障害者福祉法による更生医療を担当させる医療機関の指定の辞退
……（障害者保健福祉課）236
○生活保護法による指定医療機関の取消し……（保護課）236
○生活保護法による指定介護機関の取消し……（保護課）236
○肥料の登録の失効……（道産食品安全室）236
○北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第２項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定の一部改正……（農政課）237
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（土地改良指導課）237
○土地改良区の定款の変更の認可……（土地改良指導課）238
○道営土地改良事業計画の決定……（土地改良指導課）238
○土地改良事業の施行の同意……（土地改良指導課）238
○道営土地改良事業の工事の完了……（土地改良指導課）238
○農林水産大臣の種畜証明書の交付の通知……（酪農畜産課）238
○農林水産大臣の種畜証明書の書換交付の通知……（酪農畜産課）239
○一般競争入札の実施……（森林活用課）239
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象、補助率等の決定（水産林務部所管分　その２）……（水産林務部総務課）240
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象、補助率等の決定の一部改正……（水産林務部総務課）240
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正……（水産経営課）243
○知事権限に係る保安林の指定の予定（２件）……（治山課）244
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）244
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（２件）……（治山課）247
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）248
○森林法による通知に代える公示……（治山課）248
○一般競争入札による道有財産（土地）の売払い……（建設部総務課）248
○道路の区域の変更……（道路整備課）249
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……（都市環境課）249
○都市計画事業の認可……（都市環境課）249
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（物品管理課）250

公　　表

○知事表彰の受賞者……（人事課）250
○平成14年度地力増進地域の指定……（道産食品安全室）250

公　　告

○公募型プロポーザルの実施……（地域産業課）250
○平成15年度水産業改良普及員資格試験の実施……（水産林務部企画調整課）251

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……252
○特定調達契約に係る入札の公告（４件）……252
○平成15年度種馬しょ集荷販売業者の登録……256
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……257

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……257

道立教育研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（２件）……257

道収用委員会告示

○土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定……258

道函館方面公安委員会告示

○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……258

道釧路方面公安委員会告示

○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……259

道北見方面公安委員会告示

○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……259

告　　示

北海道告示第745号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師から、次のとおり従業場所の変更の届出があった。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

4月23日～6月30日は「ふるさとにみどりをよみがえらそう運動」の特別推進期間です。

氏名	診療科目	従業場所 変更前	従業場所 変更後	変更年月日
大槻浩之	脳神経外科	余市町黒川町85番地２ 北海道社会事業協会余市病院	石狩市花川北７条２丁目22番地 医療法人財団幸惺会石狩花川脳神経外科病院	平成15．1．1
澤崎孝司	内科・循環器科	当別町北栄町17－13 田園通り澤崎医院	当別町北栄町17－13 医療法人社団箍　田園通りさわざき医院	同　13．4．1
高村真理子	眼科	札幌市手稲区前田１条12丁目355 医療法人渓仁会手稲渓仁会病院	恵庭市中島町５丁目８－１ 医療法人社団めぐみの眼科	同　15．1．7
畠山典彦	耳鼻咽喉科	函館市桔梗町327－261 ききょう耳鼻咽喉科医院	函館市桔梗３丁目23－12 ききょう耳鼻咽喉科医院	同　14．2.12
吉本敬一	内科・呼吸器科・循環器科・麻酔科・消化器科	函館市富岡３丁目29番６号 医療法人函館友愛会千葉病院	函館市中道２丁目６－11 医療法人社団仁生会西堀病院	同　12．2．1
岡本知士	泌尿器科	函館市堀川町４－５ 北海道社会事業協会函館病院	上磯町飯生１丁目286－１ 岡本ひ尿器科医院	同　14.11.30
大浦久典	整形外科	室蘭市知利別町１丁目45番地 新日鐵室蘭総合病院	函館市本町33－２ 函館中央病院	同　14．4．1
長崎晋矢	同	札幌市中央区北１条西６丁目 斗南病院	函館市本町33－２ 函館中央病院	同
高橋　遼	内科	鹿部町字鹿部100番地 しかべ内科診療所	鹿部町字鹿部100番地 医療法人社団鹿苑会しかべ内科診療所	同　15．4．1
太田　潔	脳神経外科	帯広市西13条南１丁目１－２ 帯広脳神経外科病院	小樽市潮見台１丁目１－７ 小樽リハビリテーションクリニック	同　14.10.16
柴田睦郎	小児科	室蘭市知利別町１丁目45番地 新日鐵室蘭総合病院	小樽市若松１丁目２番１号 市立小樽病院	同　13．4．1
樫野隆二	外科	小樽市銭函１丁目10番１号 北海道立小児総合保健センター	蘭越町字黄金118 医療法人社団静和会　昆布温泉病院	同　14．6．1
佐々木偉夫	同	岩見沢市志文町301番９ 医療法人緑仁会病院	岩見沢市志文町297番地13 医療法人社団江仁会岩見沢江仁会病院	同　14.12．1
廣瀬達蔵	内科	岩見沢市志文町301－９ 医療法人緑仁会病院	岩見沢市志文町297番地13 医療法人社団江仁会岩見沢江仁会病院	同
上田康夫	同	札幌市中央区宮の森1条17丁目1番25号 医療法人社団江仁会札幌江仁会病院	岩見沢市志文町297番地13 医療法人社団江仁会岩見沢江仁会病院	同
佐々木卓爾	同	栗山町朝日４丁目９番33 老人保健施設ガーデンハウスくりやま	三笠市幾春別町４丁目295番地 医療法人社団幾生会本間病院	同　15．1．1
小野寺次民	同	札幌市中央区南21条西９丁目２－11 医療法人社団土田病院	滝川市江部乙町1452－１ 医療法人優仁会　若葉台病院	同　15．1．6
篠田文博	同	音威子府村字音威子府509－88 音威子府診療所	遠別町字本町１丁目３番地 遠別町立国保病院	同　15．3．1

柴田　好	内科	旭川市金星町１丁目１－65 市立旭川病院	遠軽町大通北３丁目１番地 ＪＡ北海道厚生連遠軽厚生病院	平成14.10. 1
酒井　勲	同	北見市北６条東２丁目１番地 総合病院　北見赤十字病院	北見市高栄東町４丁目１－11 酒井内科クリニック	同　14.11. 1
野見山　香奈子	眼科	北見市北６条東２丁目１ 総合病院北見赤十字病院	北見市北６条西５丁目１ のみやま眼科	同　15. 3. 1
塩田昭夫	内科	北見市常盤町３丁目５番６号 塩田内科医院	北見市常盤町３丁目５番６号 医療法人社団塩田内科医院	同　14.12. 1
中村　宏	脳神経外科	静内町神森124番地の３ 中村医院	静内町高砂町３丁目９－85 中村脳神経内科クリニック	同　15. 3.28
富部　勝	内科・外科・小児科	陸別町字陸別東２条３丁目１番地 陸別町国民健康保険診療所	静内町旭町１丁目30番27号 医療法人社団静愛会山田クリニック	同　15. 1.23
田中俊英	内科	岩内町字高台209－２ 社会福祉法人北海道社会事業協会岩内病院	芽室町東４条３丁目５番地 公立芽室病院	同　14.12.16
佐藤剛利	同	芽室町東４条３丁目５番地 公立芽室病院	芽室町東７条６丁目３番地 あおばクリニック	同　15. 1.11
内海仁司	循環器科	帯広市大通南４丁目１番地 医療法人啓和会　黒澤病院	帯広市西23条南２丁目16－27 医療法人社団博愛会開西病院	同　14.11. 1
吉原秀樹	泌尿器科	帯広市西２条南11丁目14 駅前泌尿器科	帯広市西４条南12丁目２番地 駅前泌尿器科	同　15. 3. 1
守屋敬純	小児科	釧路市治水町３番14号 道東勤医協　釧路協立病院	札幌市白石区菊水４条１丁目８－22 勤医協札幌病院	同　15. 2. 3
千葉恭一	内科・消化器科・リハビリテーション科	札幌市東区伏古10条２丁目15－１ 勤医協中央病院	釧路市治水町３－14 道東勤医協釧路協立病院	同　13. 7. 2
辰巳研一	小児科	札幌市白石区菊水４条１丁目 勤医協札幌病院	釧路市治水町３－14 道東勤医協釧路協立病院	同
福原正和	同	札幌市北区新琴似10条２丁目４ 勤医協札幌北区病院附属ぽぷらクリニック	釧路市治水町３－14 道東勤医協釧路協立病院	同　14.11. 4
樫山基矢	外科	札幌市東区伏古10条２丁目 北海道勤医協中央病院	釧路市治水町３－14 道東勤医協釧路協立病院	同
堀口　信	理学診療科・神経内科・内科・消化器科・循環器科・小児科	函館市中道２丁目51－１ 道南勤医協函館稜北病院	釧路市治水町３－14 道東勤医協釧路協立病院	同　14.11. 3
杉原　保	外科	札幌市西区西町北19丁目１－５ 勤医協札幌西区病院	釧路市治水町３－14 道東勤医協釧路協立病院	同　14. 4. 1
高井幸裕	内科	中標津町東７条北３丁目３番地 町立中標津病院	厚岸町字住の江町３－63 町立厚岸病院	同　13. 4. 1
堀口裕司	外科	釧路市新栄町21－14 総合病院釧路赤十字病院	釧路市鳥取大通３－11－８ 堀口医院	同　13.10. 2

堀口貞子	内科・小児科・リハビリテーション科	釧路市愛国西４丁目２番２号 医療法人豊慈会釧路北病院	釧路市錦町４－７ 堀口こどもクリニック	平成13．9.27
佐藤幸文	内科	札幌市東区伏古10条２丁目15－１ 勤医協中央病院	釧路市治水町３－14 道東勤医協釧路協立病院	同　14.12．2
高橋幸夫	耳鼻咽喉科	釧路市城山２丁目４－29 高橋耳鼻咽喉科医院	釧路市芦野２－１－８ 芦野内科・耳鼻科クリニック	同　9.12.15

北海道告示第746号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の２第１項の規定による指定医療機関の開設者から、次のとおり所在地の変更の届出があった。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

名称	所在地 変更前	所在地 変更後	変更年月日
パルス薬局東室蘭店	室蘭市知利別１丁目３番１号	室蘭市知利別町１丁目３番２号２	平成12．6.21

北海道告示第747号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の２第１項に規定する更生医療を担当する医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
医療法人静仁会静仁会静内病院	静内町こうせい町１丁目10番27号	腎臓に関する医療	平成15．3.20

北海道告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第２項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消した。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　医療機関の名称	医療法人社団耕仁会女満別シティー病院
２　所在地	女満別町西４条４丁目１番29号
３　取消しの効力発生年月日	平成15年４月21日

北海道告示第749号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第51条第２項の規定により、次のとおり指定介護機関の指定を取り消した。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　介護機関の名称	医療法人社団耕仁会女満別シティー病院
２　所在地	女満別町西４条４丁目１番29号
３　取消しの効力発生年月日	平成15年４月21日

北海道告示第750号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者 名称	生産業者 住所	失効年月日
北海道第2812号	加工家きんふん肥料	発酵けいふんペレット１号	窒素全量 3.0 りん酸全量 2.7 加里全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本スワイン農場株式会社	青森県上北郡百石町松原２丁目132－10	平成15．3．8

北海道告示第751号

平成４年北海道告示第487号（北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第２項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定）の一部を次のように改正し、平成15年４月29日から施行する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

函館場外発売所の項の次に次の１事項を加える。

小樽場外発売所　　小樽市築港11番地２

岩見沢場外発売所の項の次に次の１事項を加える。

滝川場外発売所　　滝川市栄町３丁目

室蘭場外発売所の項の次に次の２事項を加える。

苫小牧場外発売所　　苫小牧市木場町１丁目３番６号

浦河場外発売所　　浦河郡浦河町大通３丁目

静内場外発売所の項中「静内郡静内町字神森182番５」を「静内郡静内町木場町２丁目」に改める。

北海道告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

中新土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　名	住　所
就任	平成15．4．1	理　事	田畑富美男	石狩郡当別町字中小屋2851番地15
同	同	同	加藤　誠一	同　字中小屋1012番地
同	同	同	岩中　政見	同　字中小屋1996番地３
同	同	同	平塚　敏明	同　字中小屋6350番地
同	同	同	五十嵐吉美	樺戸郡月形町字月ヶ岡366番地
同	同	同	髙松　春夫	同　字当別原野357番地の９
同	同	同	堂前　康雄	同　字当別原野3612番地10
退任	同　15．3.31	同	田畑富美男	石狩郡当別町字中小屋2851番地15
同	同	同	奈良　忠義	同　字中小屋1283番地８
同	同	同	西川　　昭	同　字中小屋2458番地
同	同	同	加藤　誠一	同　字中小屋1012番地
同	同	同	五十嵐吉美	樺戸郡月形町字月ヶ岡366番地
同	同	同	大江　健一	同　字新田524番地
同	同	同	髙松　春夫	同　字当別原野357番地の９

奈井江土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　名	住　所
就任	平成15．4．1	理　事	稲垣　照義	空知郡奈井江町字奈江原野2034番地の９
同	同	同	小林　広幸	同　字チャシュナイ1040番地25
同	同	同	北山　武史	空知郡奈井江町字奈井江452番地３
同	同	同	熊谷　義孝	同　字奈江原野2034番地16
同	同	同	林　日出夫	同　字奈井江310番地
同	同	同	山下　秀雄	同　字奈江原野2036番地
同	同	同	大関　光敏	同　字茶志内９番地32
同	同	同	表　　俊弘	同　字奈井江475番地
同	同	監　事	中野　忠雄	同　字奈江原野2033番地
同	同	同	林　　克章	同　字奈井江1351番地
同	同	同	和泉　貴士	同　字チャシュナイ1040番地
同	同	同	芝田　敏幸	同　字奈井江198番地４
退任	同　15．3.31	理　事	小島　昭則	同　字奈井江1343番地
同	同	同	稲垣　照義	同　字奈江原野2034番地の９
同	同	同	金子　彰雄	同　字チャシュナイ1040番地355
同	同	同	鈴木　一男	空知郡奈井江町字茶志内1650番地208
同	同	同	小野　和夫	同　字奈井江1319番地
同	同	同	山下　秀雄	同　字奈江原野2036番地
同	同	同	小林　広幸	同　字チャシュナイ1040番地25
同	同	同	大関　光敏	空知郡奈井江町字茶志内９番地32
同	同	監　事	熊谷　義孝	同　字奈江原野2034番地16
同	同	同	北山　武史	同　字奈井江452番地３
同	同	同	中野　忠雄	同　字奈江原野2033番地

愛別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　名	住　所
就任	平成15．4．1	理　事	齋藤　輝佳	上川郡愛別町字協和1138番地
同	同	同	木戸場龍男	同　字伏古529番地
同	同	同	矢部　正芳	同　字金富154番地
同	同	同	野澤　諭吉	同　字愛別822番地の１
同	同	同	石倉　　進	同　字愛別1365番地
同	同	同	馬渕　　榮	同　字愛山1204番地の１
同	同	同	阿部　　信	同　字豊里586番地
同	同	同	阿部　勝一	同　字中央1086番地
同	同	監　事	平井　昭義	同　字金富449番地
同	同	同	大村　正利	同　字愛山1025番地
退任	同　15．3.31	理　事	齋藤　輝佳	同　字協和1138番地
同	同	同	嘉屋　久雄	同　字厚生272番地
同	同	同	矢部　正芳	同　字金富154番地
同	同	同	野澤　諭吉	同　字愛別822番地の１
同	同	同	石倉　　進	同　字愛別1365番地
同	同	同	馬渕　　榮	同　字愛山1204番地の１
同	同	同	阿部　　信	同　字豊里586番地
同	同	同	成田　幸市	同　字中央1121番地の１
同	同	監　事	平井　昭義	同　字金富449番地
同	同	同	大村　正利	同　字愛山1025番地

北海道告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成15．4.16	新篠津土地改良区
同　15．4.17	様似土地改良区

北海道告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、道営土地改良（端野地区経営体育成基盤整備（農業用用排水、区画整理、暗きょ、客土、農用地開発、除礫））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年４月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第10条第１項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成15．4.16	美　瑛　町	しろがね	維持管理
同	上富良野町	同	同
同	中富良野町	同	同

北海道告示第756号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により公告する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
鬼志別	畑地帯総合整備［緊急整備型］（農業用用排水、農道）	平成15．3.20
浅茅野台地	一般農道整備（広域関連）	同　14.10.10
中頓別１	同　（集乳農道）	同　14.11．8
中頓別２	同	同　14.10.30
オネトマナイ	農免農道整備	同　14.11.29
増　幌	同	同

北海道告示第757号

農林水産大臣から家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第４条第１項の種畜証明書を次のとおり交付した旨通報があった。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

証明書の番号	名前	種類	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨 113	ラヴリー ド レトワール	ブルトン種	11.6.3	栗毛	2級	音更町 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場

北海道告示第758号

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第８条第１項の規定により、次のとおり種畜証明書の書換交付が行われた旨通報があった。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
平14北海道８第424号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	帯広市昭和町西１線107番地 株式会社十勝人工授精所	静内郡静内町字御園587－１ 家畜改良センター新冠牧場
平14北海道８第427号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	帯広市昭和町西１線107番地 株式会社十勝人工授精所	静内郡静内町字御園587－１ 家畜改良センター新冠牧場
平14北海道８第433号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	帯広市昭和町西１線107番地 株式会社十勝人工授精所	静内郡静内町字御園587－１ 家畜改良センター新冠牧場

北海道告示第759号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項

⑴　調達をする賃借物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ及び周辺機器等　９組（１月当たりの単価）

⑵　調達する賃借物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　納入期限　　平成15年６月２日

⑷　契約期間　　平成15年６月２日から平成16年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年５月31日を限度に当該期間を延長することが有り得る。

⑸　納入場所　　北海道水産林務部森林環境室

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成15年北海道告示第17号で規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

３　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道水産林務部森林環境室森林活用課

４　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道庁本庁舎10階　水産林務部１号会議室

⑵　入札日時　　平成15年５月16日　午後１時30分

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

５　入札保証金

入札保証金は、免除する。

６　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道水産林務部森林環境室森林活用課

⑵　交付方法　　⑴の場所で交付する。

７　郵便又は電報による入札

認めないものとする。

８　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

９　契約書作成の要否

要

10　入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

提出期限　　平成15年５月12日

提出場所　　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道水産林務部森林環境室森林活用課

11　その他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道水産林務部森林環境室森林活用課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111　内線 28－812

(4)　この入札の執行は、公開する。

(5)　詳細は、入札説明書による。

北海道告示第760号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

（水産林務部所管分　その２）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
元気な漁村づくり推進事業 地域資源を活用した個性あるコミュニティづくり、都市と漁村との共生・対流の促進等に向けた地域住民や漁業者の自主的な取組を効果的かつ効率的に推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 北海道漁業協同組合連合会	市町村又は北海道漁業協同組合連合会が元気な漁村づくり推進事業を行う場合又は市町村が元気な漁村づくり推進事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	２分の１以内	共通第２号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第２号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁（北海道漁業協同組合連合会にあっては、水産林務部漁港漁村課）	

北海道告示第761号

平成15年北海道告示第号（北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

11　沿岸漁業漁村振興構造改善事業の項を次のように改める。

11　沿岸漁業漁村振興構造改善事業 沿岸漁業の構造改善を促	市町村	１　市町村が漁業協同組合に対して行う沿岸漁業漁村振興構造改善事業実施のための指導に要する経費	２分の１以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第１号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第１号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日	

進し、沿岸漁業の振興及び漁村地域の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。		2　市町村が沿岸漁業漁村振興構造改善事業を行う場合又は市町村が沿岸漁業漁村振興構造改善事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの		の2 水林第2号様式その1からその9まで 別に指示する様式	の2 水林第3号様式その1からその8まで	提 出 先　支庁	
		(1)　持続的漁業生産環境整備事業費					
		ア　沿岸漁場環境保全事業費	2分の1以内				
		イ　増養殖場造成改良事業費	2分の1以内				
		ウ　資源培養推進施設整備事業費	2分の1以内				
		エ　沿岸漁場管理強化施設整備事業費	2分の1以内				
		オ　漁業近代化推進施設整備事業費					
		(ア)　養殖施設整備事業費	2分の1以内				
		(イ)　水産鮮度保持施設整備事業費	2分の1以内				
		(ウ)　漁船保全修理施設整備事業費	10分の4以内				
		(エ)　燃油等補給施設整備事業費	10分の4以内				
		(オ)　水産情報高度利用施設整備事業費	2分の1以内				
		(カ)　漁業用作業保管施設整備事業費	2分の1以内				
		(キ)　漁労等作業管理休養施設整備事業費	2分の1以内				
		(ク)　水産廃棄物等処理施設整備事業費	2分の1以内				
		(ケ)　高度情報漁業総合管理施設整備事業費	2分の1以内				
		カ　持続的漁業生産環境整備事業施設活用支援事業費	2分の1以内				
		(2)　漁業経営・担い手対策事業費					
		ア　認定漁協支援事業費					
		(ア)　漁業総合管理施設整備事業費	2分の1以内				
		(イ)　営漁指導拠点施設整備事業費	2分の1以内				
		(ウ)　水産物荷さばき施設整備事業費	2分の1以内				
		(エ)　水産鮮度保持施設整備事業費	2分の1以内				
		(オ)　水産廃棄物処理施設整備事業	2分の1以内				

		費					
		㈷　運搬施設（船舶に限る。）整備事業費	10分の４以内				
		㈜　漁協合併施設改修事業費	２分の１以内				
		イ　担い手対策事業費					
		㈠　漁場の耕うん、整地、しゅんせつ及び有害生物等の除去事業費	２分の１以内				
		㈡　漁場環境管理施設整備事業費	２分の１以内				
		㈢　築いそ事業費	２分の１以内				
		㈣　種苗生産施設整備事業費	２分の１以内				
		㈤　漁場管理強化施設整備事業費	２分の１以内				
		㈥　養殖施設整備事業費	２分の１以内				
		㈦　漁船保全修理施設整備事業費	10分の４以内				
		㈧　燃油等補給施設整備事業費	10分の４以内				
		㈨　水産鮮度保持施設整備事業費	２分の１以内				
		㈩　海水処理施設整備事業費	２分の１以内				
		㈪　水産物加工処理施設整備事業費	10分の４以内				
		㈫　蓄養施設整備事業費	10分の４以内				
		㈬　運搬施設（船舶に限る。）整備事業費	10分の４以内				
		㈭　出荷資材保管施設整備事業費	10分の４以内				
		㈮　漁業用作業保管施設整備事業費	２分の１以内				
		㈯　新規就業者活動拠点施設整備事業費	２分の１以内				
		㈰　漁業研修施設整備事業費	２分の１以内				
		ウ　女性等の地位向上等事業費	２分の１以内				
		エ　漁業経営・担い手対策事業施設活用支援事業費	２分の１以内				
		(3)　水産物流通高度化事業費					
		ア　流通等改善施設整備事業費					
		㈠　水産物荷さばき施設整備事業費	２分の１以内				
		㈡　水産鮮度保持施設整備事業費	２分の１以内				
		㈢　水産物加工処理施設整備事業費	10分の４以内				

		㈦　蓄養施設整備事業費 ㈧　海水処理施設整備事業費 ㈨　運搬施設（船舶に限る。）整備事業費 ㈩　出荷資材保管施設整備事業費 (ク)　高度情報漁業総合管理施設整備事業費 (4)　漁業地域活性化事業費 ア　地域水産物交流事業費 イ　漁村景観対策事業費 (5)　高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業費 ア　衛生管理型流通高度化事業費 (ア)　水産物荷さばき施設整備事業費 (イ)　海水処理施設整備事業費 (ウ)　水産物加工処理施設整備事業費 (エ)　蓄養施設整備事業費 (オ)　出荷資材保管施設整備事業費 イ　衛生管理体制強化事業費 (ア)　衛生管理強化施設整備事業費 (6)　高度衛生管理水産物供給推進事業費	10分の４以内 ２分の１以内 10分の４以内 10分の４以内 ２分の１以内 ２分の１以内 ２分の１以内 ２分の１以内 ２分の１以内 10分の４以内 10分の４以内 10分の４以内 ２分の１以内 ２分の１以内				

北海道告示第762号

昭和55年北海道告示第２号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　法第112条第２項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表東戸井加入区の次に次の１項を加える。

えさん加入区　　亀田郡恵山町一円

１　法第112条第２項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表日浦加入区、尻岸内加入区、古武井加入区、恵山加入区、木直加入区、尾札部加入区、川汲加入区、安浦加入区、臼尻加入区を削り、大沼加入区の次に次の１項を加える。

いぶり噴火湾加入区　　虻田郡豊浦町及び虻田町並びに伊達市一円

１　法第112条第２項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表豊浦加入区、虻田加入区及び有珠加入区を削る。

１　法第112条第２項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表苫前加入区の次に次の１項を加える。

留萌・小平加入区　　留萌市及び留萌郡小平町一円

１　法第112条第２項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表小平加入区及び留萌加入区を削る。

２　法第112条第２項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表函館市加入区の次に次の５項を加える。

木直加入区　茅部郡南茅部町のうち字木直及び字古部の区域
尾札部加入区　茅部郡南茅部町のうち字尾札部の区域
川汲加入区　茅部郡南茅部町のうち字川汲の区域
安浦加入区　茅部郡南茅部町のうち字安浦の区域
臼尻加入区　茅部郡南茅部町のうち字臼尻及び字豊崎の区域

２　法第112条第２項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表伊達加入区を削る。

北海道告示第763号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　天塩郡豊富町字上サロベツ1398の２・6722の１・6724・10284（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第764号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　天塩郡豊富町字上サロベツ1398の２・6722の１・6724・10284（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）
２　指定の目的　公衆の保健
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第765号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1⑴　保安林予定森林の所在場所　苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
⑵　指定の目的　水源のかん養
⑶　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。
㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2⑴　保安林予定森林の所在場所　勇払郡穂別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
⑵　指定の目的　水源のかん養
⑶　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

穂別町（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

穂別町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1)　保安林予定森林の所在場所　沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

日高町（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1)　保安林予定森林の所在場所　沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

日高町（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1)　保安林予定森林の所在場所　沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

平取町（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

平取町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1)　保安林予定森林の所在場所　沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
平取町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所　沙流郡門別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
門別町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び門別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所　新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
新冠町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
新冠町（次の図に示す部分に限る。）
(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 保安林予定森林の所在場所　新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
新冠町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
新冠町（次の図に示す部分に限る。）
(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 保安林予定森林の所在場所　静内郡静内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

静内町（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

静内町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1)　保安林予定森林の所在場所　三石郡三石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び三石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1)　保安林予定森林の所在場所　浦河郡浦河町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第766号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除予定保安林の所在場所　紋別郡興部町字興部1251の３・1251の５（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　風害の防備

3　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第767号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除予定保安林の所在場所　目梨郡羅臼町礼文町32の１（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　魚つき

3　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備

え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除に係る保安林の所在場所　枝幸郡枝幸町風烈布1930の１（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　風害の防備

3　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第769号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を夕張市、岩見沢市、芦別市、三笠市及び栗沢町の掲示板に掲示する。その要旨は、平成15年北海道告示第524号のとおりである。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

所在が不分明な者

夕張市（国有林）、三笠市（国有林）及び栗沢町（国有林）所在の森林について鉱業権を有する千代田炭鉱株式会社

夕張市（国有林）所在の森林について鉱業権を有する北炭真谷地炭鉱株式会社

夕張市（国有林）所在の森林について鉱業権を有する金山炭鉱株式会社

岩見沢市（国有林）所在の森林について鉱業権を有する北炭幌内炭鉱株式会社

芦別市（国有林）所在の森林について鉱業権を有する三井石炭炭鉱株式会社

三笠市（国有林）所在の森林について鉱業権を有する井上徳

北海道告示第770号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　入札に付する道有財産及び入札日時

物件番号	所在地番	地目	数量(㎡)	入札執行日時
北広－１	北広島市泉町１丁目２番８	宅地	247.00	平成15年５月16日（金）午前10時

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

(1)　一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産者で復権を得ない者

3　入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目

北海道建設部総務課主査（財産・管理）

電話番号 011－231－4111　内線 29－117

4　入札執行の場所

札幌市中央区北３条西６丁目

北海道庁本庁舎10階　建設部会議室

5　入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の５以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6　郵便又は電報による入札

認めないものとする。

7　契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。

8　契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は北海道が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9　入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　提出期限　平成15年５月13日（火）

(2) 提出場所　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道建設部総務課主査（財産・管理）

10　入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は、定員になり次第終了する。

11　その他

(1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 申込者及び落札者がない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　道道
2　路　線　名　洞爺湖登別線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町144番９地先（一般国道230号交点）から虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町１番１地先まで	前	11.50ｍから21.50ｍまで	1,100.00ｍ	一般国道230号における10.00ｍの間
虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町144番167地先（一般国道230号交点）から虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町１番１地先まで	前	7.50ｍから18.00ｍまで	1,055.00ｍ	一般国道230号における11.00ｍの間
虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町144番９地先（一般国道230号交点）から虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町１番１地先まで	後	11.50ｍから21.50ｍまで	1,100.00ｍ	一般国道230号における10.00ｍの間
虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町144番167地先（一般国道230号交点）から虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町１番１地先まで	後	18.00ｍから45.17ｍまで	1,052.27ｍ	一般国道230号における9.60ｍの間

北海道告示第772号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第１項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　組合の名称　恵庭市黄金土地区画整理組合
2　事務所の所在地　恵庭市黄金町61番地８
3　事業施行期間　平成７年５月９日から平成19年３月31日まで
4　施行地区　恵庭市黄金町、戸磯の一部
5　設立認可年月日　平成７年４月27日
6　変更の内容　設計の概要、事業施行期間及び資金計画の変更
7　変更認可年月日　平成15年４月18日

北海道告示第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 施行者の名称　札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（３・５・183号西宮の沢鉄道添通）
(3) 事業施行期間　平成15年４月25日から平成19年３月31日まで
(4) 事業地収用の部分　札幌市手稲区西宮の沢１条３丁目地内

2(1) 施行者の名称　札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（３・４・64号手稲駅前通及び３・３・５号北５条・手稲通）

(3) 事業施行期間　平成15年４月25日から平成17年３月31日まで
(4) 事　業　地
収用の部分　札幌市手稲区手稲本町２条３丁目及び手稲本町２条４丁目地内

3(1) 施行者の名称　札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（３・３・191号東雁来通）
(3) 事業施行期間　平成15年４月25日から平成19年３月31日まで
(4) 事　業　地
収用の部分　札幌市東区東雁来町地内

北海道告示第774号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

２　売りさばき人の項帯広市農業協同組合の事項を削り、同項帯広川西農業協同組合の事項中「昭和34．6．8」を「平成15．4．1」に改め、同項浦幌町農業協同組合の事項の次に次の１事項を加える。

広尾町農業協同組合　平成15．4.18　広尾町農業協同組合

公　表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
札幌市西区	井上妙子	優良看護職員
名寄市	小栗成子	同
士別市	小林靖子	同
深川市	田巻茂子	同
幕別町	本間榮子	同
札幌市手稲区	伊藤キミエ	同
室蘭市	赤坂幸子	同
帯広市	石井キミヱ	同
江別市	伊藤美智子	同
新十津川町	菅原　悟	同
上川町	瀬川和子	同
帯広市	髙田ユキ	同
旭川市	坂東喜美子	同
帯広市	米田恵美子	同
滝上町	菅野幸江	同

地力増進法（昭和59年法律第34号）第４条第１項の規定により、次の地域を地力増進地域として指定した。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定年月日　平成15年４月14日
2　地域名　中札内
3　地力増進地域　別図のとおり

（「別図」は、省略し、その図面を北海道農政部道産食品安全室及び十勝支庁農業振興部農務課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　業務概要
(1) 業務名　デザイン振興に係る実態調査委託業務
(2) 業務内容　企業、デザイナー、大学及び高専のデザイン科に所属する学生、札幌、旭川、帯広及び函館のデザイン協議会、道以外の公設試験研究機関等を対象として、アンケート調査及び抽出による聞き取り調査を実施し、現況等を把握することにより、これまで展開してきた施策の効果を確認するとともに、デザインに対する新たなニーズ等を把握し、今後のデザイン振興の方策を検討するための基礎資料とする。
(3) 履行期限
平成15年10月31日

2　参加資格及び選定基準

⑴　プロポーザルの提出者に要求される資格及び要件

ア　民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に基づく特定非営利法人その他の法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行する能力を有する者で、道内に本社（企業以外の者は、その所在地）を有する者であること。

イ　原則として、過去３年間において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ　事業費に占める人件費の割合が８割以上（やむを得ないと認められる場合は、７割以上）であること。

エ　事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者の割合がおおむね４分の３以上であること。

オ　本委託事業で新たに雇用されることとなる予定者の雇用期間は、原則として、45日以上６箇月未満であること。

カ　新規雇用者の募集・採用に当たっては、原則として公共職業安定所（ハローワーク）に求人申込票を提出し、当該業務の新規雇用者として採用すること。

⑵　プロポーザルの評価基準

ア　事業者の適格性

イ　企画提案の目的適合性

ウ　業務遂行手法の妥当性

エ　雇用条件の適合性

3　手続等

⑴　担当部課

郵便番号 060－8588

札幌市中央区北３条西６丁目

北海道経済部地域産業課

電話番号 011－231－4111　内線 26－321

⑵　企画提案指示書の交付期間及び場所

ア　交付期間　　平成15年４月25日（金）から５月２日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。交付期間は午前９時から午後５時まで）

イ　交付場所　　⑴に同じ。

ウ　交付方法　　直接交付する（郵送はしない。）。

⑶　参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

ア　受領期限　　平成15年５月６日（火）午後５時まで

イ　提出場所　　⑴に同じ。

ウ　提出方法　　持参すること（郵送等は不可。）。

4　その他

⑴　契約書作成の要否

要

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

３の⑴に同じ。

⑶　その他

プロポーザルに関するヒアリングを行う。詳細は、企画提案指示書によること。

水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成15年４月25日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　試験の期日及び場所

⑴　試験の期日　　平成15年６月23日（月）

筆記試験　　午前９時

口述試験　　午後１時15分

⑵　試験の場所　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道庁赤レンガ庁舎２階１号会議室

2　試験の方法　　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

⑴　筆記試験　　筆記試験は、必須科目２科目及び選択科目３科目のうちから受験者が選択する２科目について行う。

必須科目　　漁業経営　教育方法

選択科目　　漁業（漁場、資源、漁具、漁法、気象）利用加工（漁獲物処理、利用加工、品質管理、流通）水産増殖（水産生物、増養殖、水族病理、水産土木）

⑵　口述試験　　口述試験は、社会常識その他水産業改良普及員として必要な能力について行う。

3　受験資格　　試験は、次のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）による大学、独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、法による高等専門学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校に

おいて水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済若しくは経営に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成16年３月に卒業見込みの者

⑵　法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による資格検定に合格した者で、卒業又は資格検定合格後、この試験の期日までに次のアからウまでの職務のいずれかに従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が２年に達するもの

ア　国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究機関における試験研究

イ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する技術についての普及又は指導

ウ　法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する教育

4　受験願書　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出すること。

⑴　履歴書

⑵　写真２枚（縦４センチメートル×横３センチメートルの大きさで最近６箇月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自書すること。）

⑶　最終学校卒業証明書、卒業見込み証明書又は資格検定合格証明書

⑷　３の⑵に該当する者にあっては、３の⑵のアからウまでの職務に従事した期間についての在職期間証明書

⑸　身体検査書

5　受験願書の受付期間　平成15年５月12日（月）から26日（月）まで（消印有効）

6　受験願書の提出方法　北海道水産林務部企画調整課（郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目）あてに提出（送付）すること。

7　受験票の交付　受験願書を受理し、受験資格があると認めたときは、試験期日の３日前までに受験票を送付する。

8　合格発表及び合格証書交付　合格発表は、試験実施後１箇月以内に行うこととし、合格者の受験番号を公告するほか、合格者には、合格証書を送付する。

9　不正行為に対する処分　試験に関し不正の行為をした者又は受験願書その他の提出書類に虚偽の記載をした者については、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

10　合格者の資格　この試験の合格者は、北海道の水産業改良普及員として任用される資格を有する。

11　その他　受験願書の請求及びこの試験についての問い合わせは、北海道水産林務部企画調整課又は最寄りの各支庁水産課（石狩支庁にあっては水産室、空知支庁及び上川支庁にあっては林務課）に行うこと。

支　庁　告　示

北海道網走支庁告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年４月25日

北海道網走支庁長　太　田　敏　夫

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紋別市幸町４丁目35－１の内　ほか１筆
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名	紋別市幸町４丁目１番24号 株式会社紋別ニューシティ開発公社 代表取締役社長　赤井　邦男
3　開発許可年月日及び番号	平成14年７月８日　網建指第14－８号

北海道十勝支庁告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年４月25日

北海道十勝支庁長　尾　山　篤　治

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量
堆肥専用攪拌機（たいかくはん）　１台

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　納入期日　平成15年12月１日

⑷　納入場所　北海道十勝支庁長が別途指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所　北海道帯広市東３条南３丁目　十勝合同庁舎３階講堂（郵送による場合は、郵便番号 080－8588　北海道十勝支庁総務部会計課）

(2) 入札日時　平成15年６月10日　午前11時（郵送による場合は、平成15年６月９日までに必着）

(3) 開札場所　(1)に同じ。

(4) 開札日時　(2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称　北海道十勝支庁総務部会計課

イ 所在地　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
電話番号 0155－27－8508

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) 入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :
Exclusive mixer to Compost　1

B. Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M., May 30, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than May 29)

C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

北海道十勝支庁告示第７号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年４月25日

北海道十勝支庁長　尾　山　篤　治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ホイールローダ　２台

(2) 調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日　平成15年９月30日

(4) 納入場所　北海道十勝支庁長が別途指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
3　契約条項を示す場所
北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課
4　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　十勝合同庁舎３階講堂（郵送による場合は、郵便番号 080－8588　北海道十勝支庁総務部会計課）
(2)　入　札　日　時　　平成15年６月10日　午前11時（郵送による場合は、平成15年６月９日までに必着）
(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。
5　入　札　保　証　金
(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
6　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課
(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。
7　落札者の決定方法
財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
8　契約書作成の要否
要
9　そ　の　他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　　北海道十勝支庁総務部会計課
イ　所　在　地　　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
電話番号 0155－27－8508
(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6)　入札の執行は、公開する。
(7)　詳細は、入札説明書による。
10　Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured :
Wheel Loder　2
B. Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M., May 30, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than May 29)
C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

北海道十勝支庁告示第８号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成15年４月25日
北海道十勝支庁長　尾　山　篤　治
1　入札に付する事項
(1)　調達をする物品等の名称及び数量
堆肥（たい）専用散布機　　３台

(2) 調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納　入　期　日　　平成15年12月１日
(4) 納　入　場　所　　北海道十勝支庁長が別途指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3　契約条項を示す場所
北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課

4　入札執行の場所及び日時
(1) 入　札　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　十勝合同庁舎３階講堂（郵送による場合は、郵便番号 080－8588　北海道十勝支庁総務部会計課）
(2) 入　札　日　時　　平成15年６月10日　午前11時（郵送による場合は、平成15年６月９日までに必着）
(3) 開　札　場　所　　(1)に同じ。
(4) 開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項
(1) 交　付　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課
(2) 交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　落札者の決定方法
財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8　契約書作成の要否
要

9　そ　　の　　他
(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　　北海道十勝支庁総務部会計課
イ　所　在　地　　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
電話番号 0155－27－8508
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6) 入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

10　Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured :
Exclusive spreader to Compost　3
B. Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M., May 30, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than May 29)
C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office,
Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

北海道十勝支庁告示第９号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成15年４月25日

北海道十勝支庁長　尾　山　篤　治

1　入札に付する事項
(1)　調達をする物品等の名称及び数量
堆肥(たい)専用混合・粉砕機　　１台
(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。
(3)　納　入　期　日　　平成15年12月１日
(4)　納　入　場　所　　北海道十勝支庁長が別途指示する場所
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
3　契約条項を示す場所
北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課
4　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　十勝合同庁舎３階講堂（郵送による場合は、郵便番号 080－8588　北海道十勝支庁総務部会計課）
(2)　入　札　日　時　　平成15年６月10日　午前11時（郵送による場合は、平成15年６月９日までに必着）
(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。
5　入　札　保　証　金
(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
6　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部会計課
(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。
7　落札者の決定方法
財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
8　契約書作成の要否
要
9　そ　の　他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　　北海道十勝支庁総務部会計課
イ　所　在　地　　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
電話番号 0155－27－8508
(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6)　入札の執行は、公開する。
(7)　詳細は、入札説明書による。
10　Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured :
Exclusive mixed grinder to Compost　1
B. Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M., May 30, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than May 29)
C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

北海道十勝支庁告示第10号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第７条第１項の規定により、次のとおり平成13年産から翌々年産までの種馬鈴しょ集荷販売業者の登録の変更をし

た。

平成15年４月25日

北海道十勝支庁長　尾　山　篤　治

〈変更前〉

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集荷地域
十勝第24号	平成13．8.27	帯広市川西町西２線61番地の１	帯広川西農業協同組合 代表理事組合長 有塚　利宣	帯広市

〈変更後〉

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集荷地域
十勝第24号	平成13．8.27	帯広市川西町西２線61番地の１	帯広市川西農業協同組合 代表理事組合長 有塚　利宣	帯広市

北海道釧路支庁告示第２号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年４月25日

北海道釧路支庁長　北　　勝　利

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称　釧路郡釧路町中央２丁目40番１

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名　釧路郡釧路町木場１丁目７番１号
マイカークリニック有限会社
代表取締役　櫛屋敷　一文

3　開発許可年月日及び番号　平成14年７月11日　釧建指第14－１号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第44号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年４月25日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

1　落札に係る物品等の名称及び数量
重油ＪＩＳ１種２号　調達予定数量　1,657,000ℓ

2　落札を決定した日
平成15年３月26日

3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　ナラサキ産業株式会社
(2)　住　所　　室蘭市海岸町３丁目３番２号

4　落札金額
重油ＪＩＳ１種２号　１ℓ当たりの単価　33.5円

5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6　一般競争入札の公告
平成15年札幌医科大学告示第16号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　札幌医科大学事務局管財課
(2)　所在地　　札幌市中央区南１条西17丁目

道立教育研究所告示

北海道立教育研究所告示第３号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年４月25日

北海道立教育研究所長　三　浦　秀　雄

1　随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算機の賃貸借　一式

2　随意契約の相手方を決定した日
平成15年４月１日

3　随意契約の相手方の氏名及び住所
(1)　氏　名　　日本電子計算機株式会社
(2)　住　所　　東京都千代田区丸の内３丁目４番１号

4　随意契約に係る契約金額
116,102,700円

5　契約の相手方を決定した手続
随意契約

6　随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成７年政令第

372号）第10条第１項第２号の規定による。

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　氏　名　　北海道立教育研究所

(2)　住　所　　北海道江別市文京台東町42番地

北海道立教育研究所告示第４号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年４月25日

北海道立教育研究所長　三　浦　秀　雄

1　随意契約に係る物品等の名称及び数量

教育情報通信ネットワーク運用・保守管理業務委託　一式

2　随意契約の相手方を決定した日

平成15年４月１日

3　随意契約の相手方の氏名及び住所

(1)　氏　名　　エヌ・ティ・ティ・コムウェア北海道株式会社

(2)　住　所　　札幌市中央区大通西７丁目３番地

4　随意契約に係る契約金額

196,750,890円

5　契約の相手方を決定した手続

随意契約

6　随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第２号の規定による。

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　氏　名　　北海道立教育研究所

(2)　住　所　　北海道江別市文京台東町42番地

道収用委員会告示

北海道収用委員会告示第１号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成15年４月25日

北海道収用委員会会長　文　仙　俊　一

1　起業者の名称

札幌市

2　事業の種類

札幌圏都市計画道路事業（３・３・89号厚別東通）

3　裁決手続開始を決定する土地

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在地	番地	目	登記簿上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示 受付年月日 受付番号	権利の表示 種類
札幌市清田区里塚緑ヶ丘６丁目	229番８	原野	118	118.99	39.86	小林由子	札幌市東区北９条東７丁目13番地道営住宅１棟416号	なし	なし	なし	なし
	229番９	原野	171	172.13	120.31						
	230番11	原野	37	27.60	4.35						

別添図面省略

4　裁決手続開始決定の年月日

平成15年４月18日

道函館方面公安委員会告示

北海道函館方面公安委員会告示第22号

北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成15年４月25日

北海道函館方面公安委員会委員長　山　根　　繁

別表中

「

北海道函館方面公安委員会印	てん書	方　10	1　指定暴力団の事務所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印 2　安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印

」を

「

北海道函館方面公安委員会印	てん書	方　10	1　指定暴力団の事務所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印 2　安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印 3　自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印

」に改め、同

表専用公印の部北海道函館方面公安委員会圧印の項中「及び少年指導委員証の写真ちよう付欄の契印」を「、少年指導委員証の写真ちよう付欄及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印」に改める。

附　則

この規程は、平成15年４月25日から施行する。

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第18号

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年４月25日

北海道釧路方面公安委員会委員長　西佐古　　求

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

					2　安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印

」を

「

					2　安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印 3　自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印

」に改め、同表

専用公印の部北海道釧路方面公安委員会圧印の項中「及び少年指導員証の写真ちよう付欄の契印」を「、少年指導員証の写真ちよう付欄及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印」に改める。

附　則

この規程は、平成15年４月25日から施行する。

道北見方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第14号

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年４月25日

北海道北見方面公安委員会委員長　磯　江　良　三

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

					2　安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印

」を

「

					2　安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印 3　自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印

」に改め、同表

専用公印の部北海道北見方面公安委員会圧印の項中「及び少年指導員証の写真ちよう付欄

の契印」を「、少年指導員証の写真ちよう付欄及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印」に改める。

附　則

この規程は、平成15年４月25日から施行する。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社